

2020年11月



# 葵総合経営センターだより

## 特集

年末調整直前  
～令和2年分における改正点～

発行人 葵総合経営センター  
代表 杉浦 康晴

〒460-0012  
名古屋市中区千代田三丁目14番22号  
TEL<052>331-1740(代表) FAX<052>339-1816  
E-Mail aoi@aoi-cms.com  
URL <http://www.aoi-cms.com/>



有限会社森山商事  
森山重徳様  
ご提供

### 目次

- |   |                                  |    |                          |
|---|----------------------------------|----|--------------------------|
| 2 | 新しい環境へ                           | 6  | ぎっくり腰の労災認定               |
| 3 | 私は何を欲しているのか？<br>「欲望形成支援」というアプローチ | 7  | 敷金と民法改正                  |
| 4 | 年末調整直前<br>～令和2年分における改正点～         | 8  | (随想)<br>「ドナルド・トランプ」をめぐって |
|   |                                  | 9  | 康友会入会案内・税務労務             |
|   |                                  | 10 | ご案内                      |

# 新しい環境へ

センター代表 杉浦 康晴

早いもので今年も残りあと2ヶ月となりました。コロナコロナで1年があっという間だったような気がします。東京オリンピックをはじめ、大規模なイベントは軒並み延期や中止、顧問先企業におかれましては社内行事は延期や中止を余儀なくされたことと思います。

そんな中、名古屋では少しずつ街の表情が変わってきています。今年9月末にはホテルナゴヤキャッスル、名古屋国際ホテルが営業終了となりました。どちらも50年以上の歴史あるホテルですから皆様も様々な思い出が多くあることでしょう。2年前の丸栄百貨店の営業終了など親しみのある老舗がなくなるのはやはり少し寂しいものがあります。

一方で、栄の名古屋テレビ塔が耐震工事を終え、9月18日にグランドオープンしました。久屋大通公園北エリアにはRAYARD Hisaya-odori Park(レイヤードヒサヤオオドリパーク)も同日にオープンし、今後も新しく生まれ変わる中日ビルなど栄地区では新しい商業施設の誕生が続きます。コロナで栄地区への外出が少なくなっていますが、これからの栄地区の発展が楽しみです。暗い話題が多い中ですから、少しでも明るい状況が生まれてほしいものです。

さて、菅政権が発足してから間もなく2ヶ月が経とうとしています。安倍前首相の突然の辞任表明から大きな波乱もなく淡々と今まで進んできたように思います。

菅政権のスタート時の支持率は各報道機関の支持率調査で平均70%を超え、10月上旬でも平均65%を超えています。菅政権は「安倍政権の承継と前進」を掲げ、「新型コロナウイルス対策と経済再生を最優先にし、行政の縦割り打破や規制改革に注力する」としています。目玉政策のひとつとして「デジタル庁」の設置が挙げられます。コロナ禍において、必然的に「働き方改革」が進んだように行政においても「デジタル化」は必然的に進まざるを得ないような状況です。ピンチはチャンスととらえ、「デジタル化」を加速して進めてもらいたいものです。

また、通信インフラを整備することにより経済成長を目指す中、懸案だった「携帯電話料金の値下げ」は菅首相が強く推し進めている政策です。携帯電話料金の4割程度の引き下げが望ましいとの考えですが、これは国民誰もが願っていることで期待したいところです。GoToトラベル、GoToイートなどGoToキャンペーンの活用も増えてきて徐々に街も活気づいてきました。2021年に向けて少しでも明るい話題が増えていくよう願っています。



# 私は何を欲しているのか？

## 「欲望形成支援」というアプローチ

株式会社 葵経営コンサルタンツ 中島 和人

先日、10数年前に購入したエアコンの調子が悪くなり買い替える為、何件もの家電量販店を巡りました。店舗ではエアコンが壁一面にメーカーごとに出力や機能に分けて陳列されており、この中から選ぶことに強いストレスを感じました。販売員から説明を受けましたが、どの店舗でも聞かれたのは使用する部屋の畳数と希望金額についてだけで、あとは販売員がお勧めのメーカーの商品を懸命に説明するのみです(店舗の事情なのか勧めるメーカーは店舗により異なっていました)。

ここで疑問と不満が生じました。販売員は「何故もっと使用する部屋の形態について詳しく聞かないのか。」(アパート住まいの私には畳数は示しにくい)「何故メーカー間の比較検討の明快な説明がないのか。」「何故もっと生活スタイルについて質問しないのか。」etc. かなり時間を費やし説明を聞き検討しましたが決断できません。結局購入した商品は販売員の説明により納得したのではなく、子供のころによく聞いた両親が「壊れにくい」と愛用していたメーカーの商品でした。購買の意思決定の根拠はそれです。

何故私は、販売員の説明で意思決定ができなかったのでしょうか？自己分析ですが、私の欲求は高額商品であるエアコン購入に失敗したくないことなのです。アクセス可能な商品の中からベターな商品を購入したいというもので積極的な購買動機はありません。販売員は誰もその欲求への対応が行われておらず私は判断できなかったのです。

話は変わりますが、精神医療の現場では従来より患者が医療サービスを選択する際に「意思決定支援」が取り入れられています。これはサービスを提供者が一方的に決め提供するのではなく、選択肢を示すことにより患者の決定を支援する方法です。しかし昨今は哲学者の國分功一郎氏が提唱する「欲望形成支援」という考え方にも注目が集まっています。その理由はそもそも「意思」とは、過去からも周囲からも影響を受け形成されるもので、何者にも影響されない純粹で自発的な発意などではない。そこで意識的に過去との連続性や周囲とのつながりを踏まえて「自分(患者)は何を欲望しているのか」について一緒に考え患者の欲望を明らかにさせる方がより有効なのではないかとの考えからです。納得がいく決定を行うためには選択肢の提示だけではなく患者の欲求を明らかにすることから始めようというアプローチです。

営業の極意は、顧客に様々な角度から質問を投げ掛けることにより、顧客が自らの欲求に気付くよう支援することであると語る識者もいます。

マーケティングの基本は顧客が欲するモノを開発し顧客にきちんと届けることです。しかしこのことが困難であるのは顧客自身が自らの欲求を認識できていない為です。

「欲望形成支援」、改めて深く考えてみる価値のある概念ではないでしょうか。

参考： [かんかん！「中動態×オープンダイアローグ=欲望形成支援」](http://igs-kankan.com/article/2019/10/001185/) <http://igs-kankan.com/article/2019/10/001185/>

## 年末調整直前～令和2年分における改正点～

葵総合税理士法人 長谷川 直明

税制改正により、給与所得控除及び基礎控除などの見直しが行われ、所得金額調整控除が創設されるなどの変更がありました。本稿では昨年との変更点を中心にご案内致します。

### ①給与所得控除・基礎控除の改正

平成30年度税制改正により、給与所得控除・基礎控除が改正されました。下の図表は令和元年分（改正前）と令和2年分（改正後）を比較したものです。なお、基礎控除については、合計所得金額が2,500万円を超える所得者については適用を受けることができないこととされました。

給与の収入金額（A）		給与所得控除額	
		改正後	改正前
162万5,000円以下		55万円	65万円
162万5,000円超	180万円以下	$(A) \times 40\% - 10\text{万円}$	$(A) \times 40\%$
180万円超	360万円以下	$(A) \times 30\% + 8\text{万円}$	$(A) \times 30\% + 18\text{万円}$
360万円超	660万円以下	$(A) \times 20\% + 44\text{万円}$	$(A) \times 20\% + 54\text{万円}$
660万円超	850万円以下	$(A) \times 10\% + 110\text{万円}$	$(A) \times 10\% + 120\text{万円}$
850万円超	1,000万円以下	195万円	
1,000万円超			

合計所得金額		基礎控除額	
		改正後	改正前
2,400万円以下		48万円	38万円 (所得制限なし)
2,400万円超	2,450万円以下	32万円	
2,450万円超	2,500万円以下	16万円	

上記の通り、給与所得控除額は給与収入が850万円以下の場合は10万円ずつ引き下げられ、給与収入が850万円を超える場合は195万円が上限となっています。ただ、同時に基礎控除額が38万円から48万円へと引き上げられているため、給与収入が850万円以下の場合は影響がないといえるでしょう。一方で、給与収入が850万円を超える場合は負担が増加すると考えられます。ただし、給与収入が850万円超であっても、次に記載する所得金額調整控除の適用がある場合、負担が増えないように一定の調整がなされます。

## ②所得金額調整控除の創設

上記①の改正により、給与収入が850万円を超える場合の給与所得控除額が引き下げられましたが、子育て等の負担がある者については経済的余裕が必ずしも十二分とは考えられないことから、一定の扶養親族等を有する者については、給与所得控除の見直しにより負担増が生じないようにするため、「子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除」が創設されました。制度の概要は以下のようになります。

給与等の収入金額が850万円を超える居住者で、次に掲げる要件のいずれかに該当する場合には、「{給与等の収入金額(1,000万円を超える場合には1,000万円)-850万円}×10%」の金額が、給与所得の金額から控除されることとなります。

- ・本人が特別障害者に該当する者
- ・年齢23歳未満の扶養親族を有する者
- ・特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族を有する者

ここで注意したいのは、共働き世帯における所得金額調整控除の適用の可否です。

同じ世帯に所得者が2人以上おり、これらの者の扶養親族に該当する人がいる場合、扶養控除の適用については、夫婦いずれかで受けることとなります。

他方、所得金額調整控除の適用については、扶養控除とは異なり、夫婦の双方が扶養親族を有することとなります。そのため、共働き世帯で扶養親族に該当する年齢23歳未満の子がいる場合、夫婦の双方で所得金額調整控除の適用を受けることができます。

## ③ひとり親控除・寡婦（寡夫）控除の見直し

令和2年度税制改正により、未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直しが行われました。

### (1) 未婚のひとり親に対する税制上の措置

居住者がひとり親（現に婚姻をしていない者又は配偶者の生死が明らかでない一定の者のうち、次に掲げる要件を満たすものをいいます。）である場合には、ひとり親控除として、所得金額から35万円を控除することとされました。

- (i) 生計を一にする一定の子を有すること。
- (ii) 合計所得金額が500万円以下であること。
- (iii) 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の者（住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載がある者。以下(2)1)(iii)並びに(2)2)(ii)において同じ。)がないこと。

### (2) 寡婦（寡夫）控除の見直し

改正後の「寡婦」は、次に掲げる者で上記(1)のひとり親に該当しないものをいいます。また、改正前の「寡夫」「特別の寡婦」は、要件を満たす場合には、上記(1)の「ひとり親控除」を受けることができるよう改組されました。

- 1) 夫と離婚した後婚姻をしていない者のうち、次に掲げる要件を満たすもの
  - (i) 扶養親族を有すること。
  - (ii) 合計所得金額が500万円以下であること。
  - (iii) その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと。
- 2) 夫と死別した後婚姻していない者又は夫の生死の明らかでない一定の者のうち、次に掲げる要件を満たすもの
  - (i) 合計所得金額が500万円以下であること。
  - (ii) その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと。

参考：国税庁「所得金額調整控除に関するFAQ」、「ひとり親控除及び寡婦控除に関するFAQ」、「年末調整がよくわかるページ(HP)」